

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（附則第三十二条関係）

改正案	第五条ノ三 信託業務ヲ営ム金融機関ハ多数人ヲ委託者又ハ受益者ト スル定型的信託契約（貸付信託又ハ投資信託ニ係ル信託契約ヲ除ク ）ニ付約款ノ変更ヲ為サントスルトキハ金融再生委員会ノ認可ヲ受 ケ当該変更ニ異議アル委託者又ハ受益者ハ一定ノ期間内ニ之ヲ述 ベキ旨ヲ公告スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ
現行	第五条ノ三 信託業務ヲ営ム金融機関ハ多数人ヲ委託者又ハ受益者ト スル定型的信託契約（貸付信託又ハ証券投資信託ニ係ル信託契約ヲ 除ク）ニ付約款ノ変更ヲ為サントスルトキハ金融再生委員会ノ認可 ヲ受ケ当該変更ニ異議アル委託者又ハ受益者ハ一定ノ期間内ニ之ヲ 述ベキ旨ヲ公告スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得 ズ